

「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の主な改正点について

## 1 山形市との関係について（要綱全体）

第6条、第7条（知事の許可を受ける処理業者を除く）、第13条から第22条、第23条第3項及び第24条について、指導要綱の適用対象から山形市内を除く。

（理由）

山形市が中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務を行うため、市が担当することとなる業務の範囲と整合を図る必要があるためです。

なお、山形市内への県外からの産業廃棄物の搬入については、引き続き本要綱に基づき県が審査します。

## 2 県外産業廃棄物の搬入事前協議について（第8条関係）

（1）継続搬入する場合の協議を不要とする事業場に、薬局等、感染性産業廃棄物と同様の廃棄物を排出する事業場を追加する。

（理由）

感染性廃棄物については、平成24年度の要綱改正において、継続して搬入する場合は2年目以降の協議を不要としました。

薬局や訪問看護等により回収される在宅医療廃棄物などは、感染性廃棄物と同様の性状であり、同等の取扱いがされていること、また、少量であり県の搬入規制に大きな支障がないことから、感染性産業廃棄物の場合と同様に、継続搬入の場合の協議を不要とします。

なお、翌年度に協議を省略し産業廃棄物を継続搬入する排出事業者を把握するため、前年度に処分業者が該当者のリストを提出することとします。

（2）PCB廃棄物のうち、譲受けや承継、保管場所変更の届出がなされないものを協議対象に含める。

（理由）

今後、低濃度PCB廃棄物の処理に伴い、県内にPCB廃棄物が搬入される可能性があり、PCBの有害性から保管状況を把握する必要があるため、事前協議の対象に含めることとします。

なお、保管事業場の変更など、PCB特措法の手続きで把握できるものについては、従来どおり協議不要とします。

### **3 指定産業廃棄物の検査項目（第6条関係、別表第1）**

水銀含有量、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の測定を追加。

（理由）

法改正に伴い分析が必要となった項目などを追加します。

### **4 県外産廃搬入協議の添付書類について（別表第2）**

契約書を廃止し、受入承諾書とする。小型家電を再資源化事業者に引き渡す場合、発生工程及び搬入荷姿は省略可能とする。

（理由）

県外産業廃棄物の搬入の事前協議に係る添付書類のうち、契約書は、法に定められた書面による契約を確認するため求めていましたが、制度が十分に定着したと考えられるため、これを廃止します。今後は、処理業者が処理施設の能力と産業廃棄物の受け入れ状況などを検討したうえで受け入れを了解したことを示す受入承諾書を添付することとします。

小型家電は品目が限定されており、再資源化認定を受けた事業者を持ち込む場合は、その再資源化までの工程も明らかであるため、添付すべき書類は受け入れの可否を確認するための受入承諾書のみとします。